

違憲訴訟の会 ニュース

発行：安非法制違憲訴訟の会
No：6 2017年10月18日
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町17-6
渋谷協栄ビル2階
電話 03-3780-1260
FAX 03-3780-1287
Mail：iken.soshou@gmail.com



主催者あいさつ

人間の尊厳をかけた
未来のための闘い



弁護士・安非法制違憲訴訟共同代表 寺井 一弘

私ども「安非法制違憲訴訟の会」は、昨年4月26日に東京地方裁判所に対して安非法制を憲法違反とする裁判を提起し、その後、全国21地方裁判所で24の訴訟提起が相次ぎ、原告は7003名、代理人弁護士は1607名となっております。

本日午後、東京地裁における第五回の口頭弁論が開かれ、私たちは最高裁判官や内閣法制局長官を経験された方や憲法学者、国会議員をはじめとした19名の証人尋問、そして18名の原告本人尋問の立証計画を裁判所に提示しました。来年1月26日には午後一杯の期日が予定され、実質的な立証段階に入っていきます。

私どもはこの違憲訴訟の戦いを「一人ひとりの人間が平和憲法を守り人間の尊厳をかけた未来のための闘い」と位置づけて、集団的自衛権を容認した国会成立をひたすら国民が忘却することを目論んで軍国主義化に向けて暴走している安倍政権のやり方を断固阻止する決意をしています。安倍政権は、本日衆議院を大義なく解散しましたが、私どもは今という時こそ、憲法九条の恒久平和主義の思想のもと、全世界に向けて「私たちは戦争を絶対に許さない」の声を強く発信していかなければならないと確信しています。

基調講演

人類の進歩に貢献
する憲法9条の実現



弁護士・安非法制違憲訴訟共同代表 伊藤 真

戦争は平和を壊します。平和とは、単に戦争のない状態ではなく、恐怖と欠乏から免れて誰もが自分らしく穏やかに暮らせることです。私達は戦前への反省から二度と政府に戦争をさせないために憲法9条を持ちました。戦争は私達からすべての大切なものを奪い、悲しみを生み出します。人を人でなくしてしまいます。軍事予算の拡大と社会保障の削減、差別、弾圧、格差の蔓延、何よりも普段から「力による支配」が正当化されるようになり平穏な社会が一変します。平和国家としてのブランドを失うのみならず、武力攻撃、テロの標的になるリスクを増大させ、沖縄ではさらに差別、弾圧が広がることでしょう。その上、日本が戦争する国になることによって、北東アジアを含めた世界平和への貢献が困難になり、非核、軍縮、平和構築、地球環境など世界（地球）への負の影響は計り知れません。だから私は戦争を絶対に許さない。私達は地球上の小さな存在ですが、大きな責任を担っている。こうした時代だからこそ、人類の進歩に貢献する憲法9条を実現する責任が私達にはあるのだと思います。皆さんと共にこの訴訟で勝つために全力を尽くす覚悟です。

安保法制の憲法違反を訴える



戦争体験者
河合 節子

5歳のとき、東京大空襲の劫火の中に、母親と幼い弟2人が消え失せてしまいました。父親は大火傷のため、醜い容貌となり戦後の社会生活に大きなハンディキャップとなりました。「なぜ大人たちは、戦争を止められなかったのか」と思って、周囲の大人に聞いてみました。大抵の人が「自分達は騙されたのだ」と答えました。いま、私たちは、着々と騙されつつあります。不戦の誓いを、現政権はなかったことにし、同じ過ちを犯そうとしていると思います。



船長
本望 隆司

私は、1980年代にイラン・イラク戦争が行われた当時、24万トンタンカーでペルシャ湾に原油の輸送にあたっていました。当時、石油輸送ルートを守れたのは、日本が憲法9条により軍備をもたず、戦争を放棄した国であることを世界に表明していたからです。安倍自民党政権は安保法制を制定し、アメリカ側の一員になることを鮮明化させました、海上輸送を危険にさらし国民生活は脅かされ、海外で働く日本人の立場をより危険なものにしていると言わざるを得ません。

愚かな、非人道的な、核兵器原子爆弾は、核分裂、放射能のエネルギーを持った爆弾で、どんな兵器とも違うもので、其の威力は、残酷な破壊力、大量殺戮だけを目的としたものでした。広島は、一瞬にして、消えてしまいました。私は、16歳のとき、「あの日のピカドン」



被爆者
服部 道子

を、五感を持って体験し、状況を知る被爆者の一人です。平和安全保障関連法制、10の法律がありますが、戦争ができる国に向かう違憲法律は絶対に許せません。

9.28裁判報告 原告意見陳述

国会上空にミサイルが発射され核爆弾が爆発したら、即死するエリアは60数キロ圏、八王子、筑波、横須賀も入る。広島

の原爆の17倍の威力。爆風、風圧、家の中に入ってカーテン閉めてとか、そういう段階ではない。危ないとは語るんだけど、そういうことを全くみなさんに語らない。そのリスク覚悟というのを求めることをしない今の政府に、踊らされてはいけないし、冷静に対処しなければいけないし、この安保法制違憲訴訟は絶対に勝たなければならない。



元自衛官
井筒 高雄

来賓あいさつ



最高裁元判事
濱田 邦夫

安保法制法は、立憲主義の観点からも、手続的民主主義の観点からも違憲です。裁判所には、時の政権を忖度することなく、正しい判断をすることを期待しています。



学習院大学教授
青井 未帆

安倍政権が、野党が求めた臨時国会をずっと開かず、開いた途端に解散したのは、憲法53条を踏みにじるものです。政治を憲法の中に留めさせるのは、私達しかいません。



女の会
柚木 康子

国会審議で意見陳述した42人に女性は一人もいなかったのに、安倍総理はパネルで女子供を利用しました。「国民の不断の努力」を実行するため、ともに闘いましょう。



沖縄平和運動センター
議長
山城 博治

拘置所にいる時、地元紙が社説で「そこでは一人でも、外のみならずつながっている」とメッセージをくれました。その言葉通り、現在私は全国を回り、全国の人とつながっています。戦争に行かない、戦争をさせないため、若者に伝えていきたいと思います。アジアを平和で豊かな地域にしましょう。

特別報告

閉会あいさつ



安保法制違憲訴訟の会
事務局長
杉浦ひとみ

安保法制によって原告が被った被害の実態を法廷に繰り広げ、裁判官らを私たちが生きている現実の世界に誘(いざな)います。そして、裁判官には「権力者の顔色を見ることなく憲法と良心にのみ従ってその使命を果たしていいますよ」と市民が法廷内外でこの裁判を支え、東京からいい判決を出させましょう。

差止請求第4回口頭弁論

2017年7月24日（月）、差止請求、第4回口頭弁論が行われた。まず、角田弁護士から人格権が差止請求及び国賠請求の根拠であることが述べられ、次に古川（こがわ）弁護士から、類型別に、原告らが侵害され、またさらに侵害されようとしている人格権の内容についての説明がなされ、最後に、伊藤真弁護士から、国会議員の職務義務の内容・程度は、侵害行為の態様などを考慮しなければ判断できないこと。さらに、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権は、今日において、抽象的、不明確なものではないと主張された。

これまで、国賠訴訟と同様に差止訴訟においても、原告の意見陳述が認められていたが、前回までで類型別に一通り陳述が終了したとされ、今回の口頭弁論では、原告の意見陳述は行なわなかった。以下は、報告集会での原告の発言である。

孫を育てている水越淑子さん「子どもの身体は子どももの、孫の体は孫のもの、傷つけられるのは耐えられません。」

船員の竹中正陽（まさはる）さん「日本は平和愛好国、金払いのいい国で通ってきた。これまで安心して外国の港に入れたのが変わろうとしている。」

大学教員の大村芳昭さん「国際家族法は、寛容、相互尊重という考え方に支えられているが、力には力という安倍政権は、柔軟性をそぎ落としてしまう。」

国賠第3次提訴と差止追加提訴



2017年8月10日（木）、国賠第3次提訴（原告268名）と同時に、差止の追加提訴が行われた。

国賠はこの提訴をもって東京地裁への提訴は終了となり、国賠の総原告数は1589名となった。また、差止はすでに提訴している52名の原告のうち、46名が追加提訴に参加した。（※新たな原告はなし。）追加提訴における請求の趣旨は、以下の通りである。

- 1 防衛大臣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律9条4項に基づき、自衛隊の部隊等に、同法3条5号ト若しくはラに掲げる国際平和協力業務又は同号トに類するものとして同号ナの政令で定める国際平和協力業務を行わせてはならない。
- 2 防衛大臣は、自衛隊法95条の2に基づき、自衛官に、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊の部隊の武器等の警護を行わせてはならない。との判決を求める。

国家賠償請求訴訟第5回口頭弁論

今回で原告の主張は終り、次回からはいよいよ証人尋問

2017年9月28日（木）国会賠償請求訴訟第5回口頭弁論が行われた。

冒頭、裁判官が交代したことから、弁論が更新された。この期日より、第1次から第3次提訴までが併合され、一緒に口頭弁論が行われた。今回、原告から提出された準備書面は計4通。準備書面の10から12までは、新安保法制の違憲性についてであり、13は、違憲審査制と裁判所の役割についてである。

意見陳述は、まず福田護弁護士から新安保法制の基本的な違憲性と立法事実の不存在について具体的な事例に基づいて述べられ、次に島村海利弁護士から、米艦防護の違憲性について重点的に述べられた。また、伊藤真弁護士からは、付随的違憲審査制であることや司法消極主義を理由として、新安保法制法の違憲判断を回避してはならないと、諸外国と対比しながら述べられた。

続いて、3名の原告が意見陳述を行った。JR東日本職員である恒本肇さんからは、人混みでテロを行うことは容易であり、その被害が膨大なものになること、アメリカと一緒に武器をもって戦う国になることは、テロの危険を招くことになると述べられ、次に、戦争体験者である土田黎子さんから、3歳8か

月で仙台大空襲に遭い、蛆のたかった死体の記憶がなまなましく残っていることが述べられた。最後に、福島県浪江町からの避難者であり、原子力従事者でもあった今野寿美雄さんから、国がいかに対処して無責任な対応をしているか、また、原発がテロの対象となる危険性について、述べられた。

今回の期日で、原告らの法廷陳述は一通り終了することになり、次回からはいよいよ立証に入っていくことになる。立証計画について、古川（こがわ）建三弁護士から、元内閣法制局長官、最高裁判事、現職国会議員、軍事評論家、元陸上自衛隊自衛官、ジャーナリスト、憲法学者及び医師ら、交渉中も含めて19名程度の証人を予定しており、また、原告らは、証人尋問について、各類型を合わせて18名を予定している旨説明がなされた。これに対し、被告である国は、証人は不必要であると述べた。

国はこれまでも原告本人の意見陳述に反対してきたが、裁判所は、原告の申請通りに意見陳述を認めてきた。また、次回期日1月26日（金）は午後いっぱい時間を確保しており、次々回についても、5月11日（金）午後いっぱいを用意していることから、次回以降、証人尋問が行われることは確実と考えられる。

全国の提訴・裁判の状況（2017年9月27日現在）

| 提訴地 | 裁判の内容 | 次回期日 | 提訴地 | 裁判の内容 | 次回期日 |
|----------|--------|-------------|--------|-------|-------------|
| 東京 | 国賠 | 1月26日13:30 | 京都 | 国賠 | 10月16日14:00 |
| | 差止・国賠 | 10月27日10:30 | 岡山 | 国賠 | 11月29日14:30 |
| | 女の会 国賠 | 11月15日14:30 | 広島 | 差止・国賠 | 10月 4日13:30 |
| 札幌 | 差止・国賠 | 11月17日15:00 | 山口 | 国賠 | 12月 6日11:00 |
| 釧路 | 国賠 | 11月29日14:30 | 高知 | 国賠 | 12月 1日11:30 |
| 福島（いわき） | 国賠 | 1月24日13:30 | 福岡 | 国賠 | 1月23日14:00 |
| 神奈川（横浜） | 差止・国賠 | 11月 9日10:00 | | 差止・国賠 | 10月18日14:00 |
| 埼玉（さいたま） | 国賠 | 12月13日11:00 | 長崎 | 国賠 | 1月30日14:30 |
| 群馬（前橋） | 国賠 | 12月 6日14:00 | 大分 | 国賠 | 10月19日10:30 |
| 山梨（甲府） | 国賠 | 提訴済・期日未定 | 鹿児島 | 国賠 | 10月17日14:00 |
| 長野 | 国賠 | 12月22日10:30 | 宮崎 | 国賠 | 11月 1日14:00 |
| 大阪 | 差止・国賠 | 12月20日11:30 | 沖縄（那覇） | 国賠 | 12月12日11:00 |

次回差止第5回期日のご案内

期日 2017年10月27日（金） 9:55 傍聴席の抽選に並ぶ
10時30分 10:30 開廷
場所 東京地裁103号法廷 ※傍聴席の抽選に外れた人は報告集会会場へ
スケジュール
9:30 東京地裁前集合 13:00 報告集会
アピール行動開始！ （参議院議員会館B109）
9:45 整列 14:45 原告集会
9:50 入廷行進 16:30 終了予定

次回国賠第6回期日のご案内

期日 2018年1月26日（金）13時30分（12時半正門前集合）
場所 東京地裁103号法廷
※この日は、午後いっぱい時間が確保されており、証人尋問が行われる予定です。

さいたま原告募集中

東京地裁への提訴については、原告募集を終了しています。さいたまの第3次提訴原告を募集中です。

委任状締め切り 10月末日必着
提訴予定 11月20日10時
さいたま地裁

費用 1000円

問合せ先

安保法制違憲訴訟埼玉の会
〒354-0044

埼玉県入間郡三芳町北永井871-6

三芳団地2-207白田方

Tel: 090-1702-8944

Fax: 049-290-6604

Mail: saitama@anpoiken.jp

安保法制違憲訴訟を支える会に入会を！

安保法制違憲訴訟は、多くの方に支えられています。まだ会員になっていない方は、どうぞご入会ください。会費は年3000円（1口何口でも可）で、裁判の実費や裁判に関するニュースの発行などに使用します。

【支える会連絡先】

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

連合会館内平和フォーラム気付

Tel.03-5289-8222 Fax.03-5289-8223

E-mail soshou.sasaeru@gmail.com

【年会費の振込先】

口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会
（アンポホウセイイケンソショウヲササエルカイ）

【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょダイレクト 口座記号・番号：00140-514288
ATM 口座記号・番号：001405-514288
窓口 口座記号・番号：00140-5-514288

【その他の金融機関からのお振込み】

店番：〇一九（ゼロイチキユウ）店（019）
預金種目：当座
口座番号：0514288

好評
発売中

私たちは
戦争を許さない

本体価格
1300円
（税別）

岩波書店
刊行

